

## 2 飛鳥時代後半～奈良時代前半

### 2-1 大化の改新

その1にいわく、昔在（むかし）の天皇らの立てたまえる子代（こしろ）の民、処々の屯倉（みやけ）、および別（こと）には臣・連・伴造・国造・村首（むらのおびと）の所有（たもて）る部曲（かきべ）の民、処々の田荘（たどころ）を罷（や）めよ。よりて食封（へひと）を大夫（まえつきみ）より以上に賜うこと、各差（しな）あらん。・・・その2にいわく、はじめて京師（みさと）を修め、畿内国（うちつくに）の司（つかさ）・郡司・関塞（せきそこ）・斥候（うかみ）・防人（さきもり）・駅馬（はいま）・伝馬（つたわりうま）を置き、鈴契（すずしるし）を造り、山河を定めよ。・・・その3にいわく、初めて戸籍・計帳・班田収授の法を造れ。・・・その4にいわく、もとの賦役（ふえき）を罷めて、田の調（ちょう、みつぎ）を行え。・・・別に戸別（へごと）の調を収（と）れ。

「日本書紀」

## 2-2 大宝律令

およそ戸は、50戸をもって里とせよ。里ごとに長1人置き。・・

およそ計帳を造らんことは、年毎に6月の30日の以前に、京国の官司、所部の手実責え。つぶさに家口・年紀を注せよ。・・・

およそ戸籍は、6年に1たび造れ。11月の上旬より起りて、式によりて勘え造れ。・・・

### 「令義解 戸令」

およそ田は、長さ30歩、広さ12歩を段とせよ。10段を町とせよ。段の租稲2束2把。町の租稲22束。・・・

およそ口分田給わんことは、男に2段。女は3分が1減ぜよ。5年以下には給わず。・・・

およそ田は、6年に1たび班え。

### 「令義解 田令」

およそ正丁の歳役は10日。もし庸収るべくは、布2丈6尺。・・

およそ令条の外の雑徭は、人ごとに均しく使え。すべて60日に過すこと得じ。

### 「令義解 賦役令」

## 2-3 班田収授法の計算

戸主	出雲臣吉事	年参拾貳（32）歳	正丁	大領	課戸
母	酒人連与利売	年陸拾貳（62）歳		老女	
妻	尾張連酒虫売	年参拾壹（31）歳		丁妻	
男	出雲臣豊嶋	年捌（8）歳		小子	
男	出雲臣豊成	年肆（4）歳		小子	
女	出雲臣豊日売	年陸（6）歳		小女	
姉	出雲臣飛鳥売	年参拾漆（37）歳		丁女	
弟	出雲臣振根	年貳拾捌（28）歳		正丁	
従兄弟	出雲臣馬養	年陸拾壹（61）歳		老丁	

## 2-4 古代の貨幣

(和銅4年冬10月甲子) 詔していわく、「それ錢の用なるは、財を通して有无(うむ)を貿易する所以(ゆえん)なり。まさに今、百姓なお習俗に迷いて未だその理を解せず。僅(わずか)に売買すと雖(いえど)も、なお錢を蓄うる者なし。その多少に随いて節級して位を授けよ。・・・」

「続日本紀」

## 2-5 奈良朝の土地制度①

(養老7年4月)・・・太政官奏(そう)すらく、「このごろ、百姓(おおみたから)漸く多くして、田池(でんち)窄狭(さくきょう)なり。望み請(こ)うらくは天下に勸(すす)め課(おお)せて、田疇(でんちゅう)を開闢(ひら)かしめんことを。その新たに溝池を造り、開墾を営む者あらば、多少を限らず、給いて三世に伝えん。もし旧(もと)の溝池に逐(したが)わば、その一身に給わん」と。

「続日本紀」

## 2-6 奈良朝の土地制度②

(天平15年5月)・・・詔(みことのり)していわく、「聞くならく、「墾田は養老七年の格により、限満つるの後は例によりて収授す。これによりて農夫怠(おこた)り倦(う)みて、開ける地また荒(あれ)る」と。今より以後は、任(ま)まに私財(しざい)となし、三世一身を論ずることなく、ことごとくに永年取ることなかれ。」と。

「続日本紀」

## 2-7 鎮護国家仏教①

(天平13年3月)・・・詔していわく、「・・・国毎(くにごと)の僧寺(そうじ)には封50戸、水田10町を施(ほどこ)し、尼寺には水田10町。僧寺には必ず20僧有らしめ、その寺の名を金光明四天王護国之寺(こんこうみょうしてんのうごこくのてら)となし、尼寺には11尼ありて、その寺の名を法華滅罪之寺(ほっけめつざいのてら)となし、両寺相共(あいとも)によろしく教戒(きょうかい)を受くべし。……」と。

「続日本紀」

## 2-8 鎮護国家仏教②

(天平15)・・・詔していわく、「・・・ここに天平15年歳次癸未十月十五日をもって、菩薩(ぼさつ)の大願を發して、盧舎那仏(るしゃなぶつ)の金銅像一軀(こんどうぞういっく)を造り奉る。国の銅を尽して象(かたち)を鎔(い)、大山を削(けず)りて堂を構(どう)え、広く法界に及ぼして朕(ちん)が知識(ちしき)となし・・・それ天下の富を有(たも)つ者は朕なり。天下の勢を有つ者も朕なり。・・・」と。

「続日本紀」